

鹿 児 島 県 公 報

平成24年12月4日（火）第2861号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 1
- 救急病院等の認定（地域医療整備課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（3件）（障害福祉課取扱い） 2
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課取扱い） 5

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（商工政策課取扱い） 5
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 7
- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 10

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1301 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
薩摩川内市久見崎町字松ヶ鼻1331番1・1331番3・字上浜1357番26・1357番28（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 1302 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成24年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
屋久島徳洲会病院	熊毛郡屋久島町宮之浦2467番地

2 認定の有効期限

平成27年11月24日

鹿児島県告示第1303号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成24年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所なでしこ国分	霧島市国分福島一丁目23番40号	株式会社信美	霧島市国分福島一丁目23番40号	帖佐 信行	平成24年11月15日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1304号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
アルファー薬局	垂水市田神3498番地56	平成24年12月1日	育成医療・更生医療
いちご薬局	垂水市田神字下福町3479-3	平成24年12月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1305号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成24年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	平成24年12月1日	育成医療・更生医療
川原泌尿器科クリニック	始良市西餅田73-3	平成24年12月1日	更生医療

鹿児島県告示第1306号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成24年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
ハート薬局	指宿市大牟礼三丁目7番1号	平成24年	育成医療・更

		12月1日	生医療
そうごう薬局指宿店	指宿市十町2322-1	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
まくらざき薬局	枕崎市緑町121番地	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
高見調剤薬局	枕崎市高見町19-2	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
なぎさ薬局	南さつま市金峰町池辺2831番地	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
きりん薬局	日置市伊集院町下谷口2032-2	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
東山調剤薬局	薩摩川内市横馬場町2-9	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
川内調剤薬局	薩摩川内市若葉町3番20号	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
ひかり調剤薬局	薩摩川内市中郷一丁目8-17	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
ファイン調剤薬局	薩摩川内市原田町1番26号	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
白十字薬局	薩摩川内市原田町5番1号	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
大小路ふれあい薬局	薩摩川内市大小路町39-12	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
あさひ調剤薬局	薩摩川内市大小路町69番34号	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
有限会社ケーアイ調剤薬局	薩摩川内市高城町1945番地3	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
福田薬局	薩摩川内市樋脇町市比野2561番地	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
元島薬局	薩摩川内市入来町浦之名7464	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
出水郡薬剤師会会営薬局阿久根店	阿久根市赤瀬川1205番地6号	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
高松薬局	阿久根市本町141番1	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
本町薬局	阿久根市高松町36番地	平成24年 12月1日	更生医療
株式会社中村五郎薬局	出水市明神町387番地	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
出水郡薬剤師会会営薬局	出水市明神町537番地	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
D・ML五万石薬局	出水市五万石町801番地	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
オガワ薬局	鹿屋市新川町132-1	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
ふじ薬局	鹿屋市下祓川町1792番地2	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
垂水市民薬局	垂水市錦江町1番135	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
フタヤ薬局垂水店	垂水市旭町23番地	平成24年	更生医療

		12月1日	
--	--	-------	--

鹿児島県告示第1307号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成24年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
曾於薬剤師会薬局	曾於市大隅町月野893番地1	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
蒲生薬局	始良市蒲生町上久徳2529番地	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
ドレミ薬局	始良市西餅田76番4	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
垂水調剤薬局	垂水市上町96番地	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
きんぼう薬局	南さつま市金峰町宮崎4360番地4	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
有限会社豊栄調剤薬局	肝属郡東串良町池之原132番地6	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
寿調剤薬局	鹿屋市寿二丁目1-17	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
めぐみ薬局	薩摩川内市原田町30番27号	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
有限会社ケーアイ調剤薬局始良店	始良市西餅田118-3	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
宮田薬局	垂水市本町61番地	平成24年 12月1日	更生医療
有限会社寛調剤薬局	鹿屋市吾平町麓186番地3	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
有限会社大誠堂薬局	指宿市山川入船町55番地	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
しらゆり調剤薬局	薩摩川内市大小路町19番9号	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
有限会社センヤクあさがお薬局	薩摩川内市向田本町18番19号	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
ギンザ薬局	西之表市西町7087番地2	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
吉村薬局	薩摩川内市横馬場町9-26	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
はらだ薬局中郷店	薩摩川内市中郷一丁目12番21号	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
かいもん・トミタ薬局	指宿市開聞十町2858-1	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療
みどりの里薬局	伊佐市大口上町34-11	平成24年 12月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第1308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年11月15日付けで

白百合土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1309号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
田 淵 - 2 地区	次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	鹿屋市大始良町784番
	2号 3号	鹿屋市大始良町786番1
	4号	鹿屋市大始良町776番1
	5号 6号	鹿屋市大始良町783番

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年12月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー東開店
鹿児島市東開町4番27
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成24年6月29日
- 3 意見の概要
 - (1) 交通関係について
 - ア 従業員や店舗利用者へも公共交通機関の利用周知に努めること。
 - イ 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講じるよう努めること。
 - ウ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法について、誘導案内広報、適切な誘導員の配置等により、届出計画を徹底すること。
 - エ 店舗駐車場の出入口において誘導を徹底し、市道東開4号線への右折出庫の車両等により、交差点及び店舗前面市道の渋滞を招かないよう状況に応じた適正な対応を行うこと。
 - オ 交通管理者（県警交通規制課）との協議、指摘等により既設道路の改良、出入口等に変更が生じた場合は、その都度、道路管理者（谷山建設課）とも協議を行うこと。
 - カ オープン時期、お盆・正月・連休等、来店者による交通量が増加する特異日において、周辺地域への影響対策を行う際は、交通管理者、道路管理者等と連携を図り、適切な対応を行うこと。

キ オープン時期、お盆・正月・連休等、来店者による交通量が増加する特異日における影響対策については、周辺事業所等に対し周知徹底を行うこと。

ク 施設来店者数、入出庫台数、周辺地域の交通量等定期的な調査を行い、その情報については、行政及び周辺事業所等へも積極的に提供を行うこと。

(2) 駐車場について

ア 道路の路面外に設置され、駐車のために供する部分が500㎡以上の誰でも自由に利用できる駐車場については、構造及び設備について駐車場法第11条に定める技術的基準の適用を受ける。店舗利用者用の駐車場である場合でも、専用駐車場であるとの明示をすることに加え、管理人等が一般の利用を排除しているなど、厳密に当該建物の利用者のみ利用に限定されている場合以外は、専用駐車場とはみなされない。本件駐車場についても、専用駐車場としての措置を行わない場合には、駐車場法における技術的基準の適用を受けることになるので、十分留意すること。

イ 当該駐車場を都市計画区域内に設置し、駐車料金を徴収する場合は、駐車場法第12条より駐車場の設置や変更等を鹿児島市長に届け出ることが必要となるので、十分留意すること。

ウ 専用駐車場としての措置を行う場合にも、駐車場の出入口については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、駐車場法に定める構造及び設備の基準に即したものとすよう努めること。

エ 駐輪場、自動二輪駐車場について、適切な管理を行うこと。

オ 駐輪場には、盗難防止のための施錠バーを設置すること。

カ 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。

キ 駐輪場30台、自動二輪駐車場6台が確保されているが、利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

(3) 建物について

ア 建築行為及び用途変更を行う際には、建築基準法及び建築基準関係規定を遵守すること。

イ 当計画地は、工業地域、そして「木材団地及び木材加工団地地区地区計画」に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。

ウ 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築を行う場合は、着工する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。

また、屋外広告物については、本市屋外広告物条例を遵守するとともに、景観に配慮したものとすること。今回の届出に景観への配慮「特になし」と記載されているが、本市景観計画に定めた景観形成基準に基づき景観への配慮をすること。また、敷地内の緑化計画において、緑化面積「0㎡」及び緑化の方法「※該当なし」と記載されているが、同基準に基づきできる限り緑化に努めること。

(4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 鹿児島市環境保全条例に基づく騒音に係る特定施設（圧縮機・送風機）を有する事業所であることから、必要な届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、室外機の設置場所については、付近の状況に配慮し、適切な場所を選定すること。

イ 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法及び鹿児島市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は事前に届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。

ウ 看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。

エ 荷さばき作業の時間帯や、配送車・廃棄物収集車等の通行経路・時間帯を考慮し、騒音、振動などで周辺住民・事業所に迷惑をかけないこと。

オ 開発区域の周辺住民・事業者に対して、事前に工事・予定建築物等を十分説明するとともに開発中及び開発後において、苦情の申し立てがあったときは誠意をもって対処すること。

カ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壤汚染対策法に基づき届出を行うこと。

キ 廃棄物の適正な処理を行うとともに、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底、資源化の推進を図ること。（今回の届出書で確認するが、金属製廃棄物やガラス製廃棄物が「もやせないごみ」に分類されているが、事業活動に伴って発生した場合は産業廃棄物となることからもう一度区分の確認を行うこと。また、グリストラップを設置する予定であることが記載してあるが産業廃棄物となる廃油の処理について記載がない。）また、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか確認をして委託すること。

ク 廃棄物の収集車両への積込みについては、深夜・早朝の時間帯を避けるなど、騒音・振動等に関して周辺環境への配慮を行うこと。

ケ 廃棄物の保管や収集に伴う悪臭の発生、汚水の外部への流出などがないように留意すること。

コ 3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に取り組むとともに、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

サ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に行うこと。

(5) その他

ア 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

イ 計画の見直し等に伴い、土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、本市土地利用調整課に事前に相談すること。また、土地の賃借権の設定が権利金を伴うものである場合には、国土利用計画法の届出が必要となるため、契約締結日から起算して2週間以内に届出を行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市隼人町住吉字大野原210番及び223番
- 2 公共施設の種類、位置及び区域
道路 霧島市隼人町住吉字大野原210番の一部及び223番の一部
公園 霧島市隼人町住吉字大野原223番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市城西二丁目8番16号
小林工業株式会社
代表取締役 小林博子

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年12月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
シンチレーションサーバイメータ 65台

- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
 - (4) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 - (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
 - (4) 入札書の提出期限
平成25年1月17日午前10時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

- (5) 開札の日時及び場所
- ア 日時 平成25年1月17日午後2時
 - イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室
- (6) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)及び(4)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
- 契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 7 入札の無効
- 次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- 12 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Scintillation survey meter 65sets
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
10:00 a.m. 17 January 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3826
FAX 099-286-5643

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第141号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年12月4日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR蒼天航路SP	株式会社ビスティ	2P0880
ぱちんこ遊技機	CR吉宗2LA	株式会社大都技研	2P1098
ぱちんこ遊技機	CR米米CLUB大収穫祭MSZ	タイヨーエレクトリック株式会社	2P1149
ぱちんこ遊技機	CR米米CLUB大収穫祭LSX	タイヨーエレクトリック株式会社	2P1182
ぱちんこ遊技機	CR楽園むすめH5-TX	株式会社ニューギン	2P1152

ぱちんこ遊技機	CR 楽園むすめH5-T	株式会社ニューギン	2P1174
ぱちんこ遊技機	CR ぱちんこ太王四神記W3	京楽産業. 株式会社	2P1184